

より開かれた市政の実現のために

市では、市政の情報公開の推進と個人情報の保護を図るため「情報公開制度」と「個人情報保護制度」を設けています。

ここでは、平成22年度におけるこれらの制度の運用状況を公表するとともに、市民の皆さんに制度を理解し活用してもらうため、その概要を紹介します。

情報公開制度

情報公開制度は、公正で透明な開かれた市政の運営のために、市が保有する情報の市民への提供、公表および開示の請求などについて定めたものです。

市では「旭市情報公開条例」により、この制度を運用しています。この条例に基づき、市民の皆さんは、市が保有する各種の情報の開示を請求することができます。

平成22年度の情報公開制度の運用状況

開示請求件数	22件
うち開示件数	19件
不開示件数	3件

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、市が保有する個人情報の適正な取り扱いを確保し、公正で信頼される市政の推進のために、その開示請求の権利などを保証する制度です。

市では「旭市個人情報保護条例」により、この制度を運用しています。この条例に基づき、市民の皆さんは、市が保有する自身の個人情報について、開示、訂正、削除および使用の中止を請求することができます。

平成22年度の個人情報保護制度の運用状況

開示請求件数	29件
うち開示件数	29件
不開示件数	0件

審議会などの会議の公開

市では、情報公開の一層の推進を図るため、市民の皆さんが市政に関わる会議を傍聴することができる「審議会等の会議の公開制度」を設けています。傍聴できる会議は、開催の1週間前までに市役所本庁の情報公開コーナーの掲示板で掲示しています。

情報開示などの請求の流れ

